

2016年のドイツ連邦共和国における労働災害発生状況について

(作成者注：以下の記述において、(イタリック体でのカッコ書き)は、作成者が文意を補足するために加えたものであることを示す。)

1 基本的事項

ドイツで労働安全衛生を所管する官庁である労働社会問題省 (Bundesministerin für Arbeit und Soziales ; 略称 : BMAS) は、労働災害発生状況に関して、統計資料を公表していない。その理由は、ドイツでは、ドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung ; 略称 : DGUV。以下単に「DGUV」という。) が確立しており、産業部門及び公務部門における災害保険者並びに地方自治体の災害保険者の協会のための法定の災害保険制度は、共通の傘であるこの DGUV によって代表されているからであろう。ドイツでは毎年、DGUV が労働災害に関する年報を公表しており、現時点では 2016 年の労働災害に関して公表された年報 (DGUV-Statistiken für die Praxis 2016; 英語版も、DGUV Statistics 2017 年 11 月に、Figures and long-term trends として公表されている。) が最新のデータとなっている。以下、この英語版の資料を基にして、ドイツの労働災害発生状況の概要に関して、作業関連災害、通勤災害、職業性疾病等を中心にこれらの状況を紹介する。

(この資料の所在 ; <http://publikationen.dguv.de/dguv/pdf/10002/12640neu.pdf>)

2 (傷害を伴う) 労働災害及び通勤災害発生状況

- (1) 産業部門及び公務部門の災害保険制度の適用の範囲内で 2016 年は 877,071 件の作業関連災害 (死亡又は休業 4 日以上 of 休業災害。通勤災害は含まない。) が起こったが、これは前年比 1.3% の減少であった。フルタイム労働者に換算して 1,000 人当たりの作業関連災害は、22.95 と前年 (23.00) 比で 2.5% の減少であった。(第 1 表参照。以下 (2) においても同じ。)

(訳者注：この「フルタイム労働者換算 1,000 人当たりの作業関連災害」については、日本の「産業別年千人率」がそれに相当するデータであると考えられる。2015 年における日本のこれらのデータは、製造業で 2.8、建設業で 4.6 陸上貨物運輸業で 8.2 (資料出所：いずれも労働者死傷病報告、総務省「労働力調査」から厚生労働省発表) とされているので、ドイツにおける労働災害発生率は、日本のものよりは高いと推定される。)

- (2) 2016 年には、14,132 の年金又は死亡給付金の支払対象となる重大作業関連災害が記録された。フルタイム労働者換算 (FTE)

1,000人当たりの重大作業関連災害は、2015年の0.367から2016年の0.353に3.4%低下した。作業関連死亡災害は424人であった。

(訳者注：ドイツでは、雇用者数が約35,887千人(2015年)であることから、死亡災害数が424人であることは、雇用者1万人当たりの災害死亡者数約0.12人を意味すると試算される。一方、日本では、雇用者数は約5,499万人(公務部門の雇用を除く。2016年12月現在。資料出所：総務省統計局)であり、2016年における産業別労働災害死亡者数は全産業で928人であることから、雇用者数1万人当たりの災害死亡者数を試算すると約0.17となる。したがって、ドイツのそれは日本に比較してやや低い水準にある。なお、日本の業種別労働災害死亡者数は、2016年には製造業で177人、建設業で294人、第三次産業で248人である。(資料出所：厚生労働省安全課調べ)

- (3) 産業部門及び公務部門で報告された通勤災害は186,070件で、前年と比較すると1,000の保険関係当たり3.78から3.85に少し増加した。(第2表参照)
- (4) 2016年には産業部門及び公務部門で4,716件の新たな通勤災害年金給付があったが、これについては、1,000の保険関係当たりで比較すると、2015年の0.102から2016年には0.098に減少(減少率：-3.9)したことを表している。
- (5) 通勤死亡災害の数は、2015年の348件から2016年には311件に減少した。(第1表参照)

3 労働災害発生状況（通勤災害を含む。）の総括的な状況について（第1表参照）

[原典の所在] <http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp> (訳者注：英語版)

[原典の名称] Accident occurrence

（総括的な説明）

(訳者注：この部分は、2017年9月26日に、当国際センターがホームページに公表した「ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung：略称DGUV）は、このたび、速報的な資料として、次のものを公表しました。」ものと同じである。ただし、第7表—2については、2017年11月にDGUVが公表した確定値を記載した。

英語原文	日本語仮訳
<p>Accident occurrence</p> <p>Within the scope of the accident insurance institutions for the industrial and public sectors, a total of 877,071 reportable accidents at work occurred in 2016 which resulted either in death or in incapacity for work for more than three days, that's an increase of 1.3 %. The risk of accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) declined to 21.89 (-0.4 %).</p> <p>In 2016, 14,132 serious accidents at work were recorded which resulted in payment of a pension or death benefit. The risk of serious accidents at work per 1,000 full time equivalent employees (FTE) thus fell by 3.9 %, from 0.367 in 2014 to 0.353 in 2016. In addition, 424 fatal work-related accidents occurred reaching its all-time low.</p> <p>The 186,070 reportable commuting accidents in the industrial and public sectors constitute an increase compared to the previous year, from 3.78 to 3.85 per 1,000 insurance relationships.</p>	<p>災害発生数（訳者注：死亡及び休業3日を超える災害が対象である。）</p> <p>産業部門及び公務部門についての災害保険機関の適用の範囲では、2016年には死亡又は休業3日を超える結果をもたらした合計で877,071件の職場での災害があつて、それは（2015年に比較して）1.3%の増加である。1,000人のフルタイム換算労働者（ETE）当たりの災害のリスクは、21.89で、（-0.4%）低下した。</p> <p>2016年には、年金又は死亡給付の支払いとなる14,132件の職場における重大な災害が記録された。1,000人のフルタイム換算労働者（ETE）当たりの職場での災害のリスクは、このように、2014年の0.367から2016年の0.353へと3.9%低下した。加えて、424件の作業関連死亡災害が起こつたが、これは（年ごとに比較して、）従来の最低であった。</p> <p>産業部門及び公務部門における報告された186,070件の通勤災害</p>

<p>The 4,716 new commuting accident pensions represent a reduction in the accident risk per 1,000 insurance relationships, from 0.102 per 1,000 insurance relationships in 2015 to 0.098 in 2016 (-3.9 %). The number of fatal commuting accidents also decreased from 348 to 311.</p>	<p>は、その前年に比較して、1,000 保険関係当たり 3.78 から 3.85 へと増加を示している。</p> <p>4,716 件の新たな通勤災害年金は、1,000 保険関係当たりの災害のリスクが 2015 年の 0.102 から 2016 年の 0.098 へと 3.9%の減少を示している。</p> <p>さらに、死亡通勤災害の数は、348 件から 311 件に減少した。</p> <p>(訳者注：次の第 1 表を参照されたい。この場合、2014 年の災害件数及び 2015 年の災害件数の増減比較については、2016 年にドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung : 略称 DGUV) が公表した資料から訳者が引用して加えてある。)</p>
--	--

第 1 表

Work-related and commuting accidents 作業関連及び通勤災害	Accident insurance in industrial and public sector 産業及び公務部門における災害保険 (の災害件数)				
	2014 年	2015 年	2014 年に対する変化 : Change in % (百分率での変化)	2016 年	2015 年に対する変化 : Change in % (百分率での変化)
Reportable accidents at work 報告された作業関連災害	869,817	866,056	-0.43	877,071	+1.27
per 1,000 full time equivalent employees (FTE) フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たり (の発生率)	22.47	21.98	-1.30	21.89	-0.42

Reportable commuting accidents 報告された通勤災害	174,240	179,181	+2.84	186,070	+3.84
per 1,000 weighted insurance relationships (複数の法的災害保険に加入している場合を加算した) 1,000 保険関係当たり(の発生率)	3.75	3.78	+0.88	3.85	+1.82
Reportable accidents, total 報告された事故の合計	1,044,057	1,045,237	+0.11	1,063,141	+1.71
accidents at work – new pensions 新たな作業関連災害年金	14,540	14,460	–0.55	14,132	–2.27
per 1,000 full time equivalent employees (FTE) フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たり(の発生率)	0.372	0.367	–1.41	0.353	–3.90
Commuting accident – new pensions 新たな通勤災害年金	4,997	4,809	–3.76	4,716	–1.93
per 1,000 weighted insurance relationships	0.108	0.102	–5.59	0.098	–3.85

(複数の法的災害保険に加入している場合を加算した)1,000 保険関係当たり (の発生率)					
New pensions, total 新たな年金の合計	19,537	19,269	-1.37	18,848	-2.18
Fatal work-related accidents 作業関連死亡災害	483	470	-2.69	424	-9.79
Fatal commuting accidents 通勤死亡災害	322	348	+8.07	311	-10.63
Fatal accidents, total 死亡災害合計	805	818	+1.61	735	-10.15

(訳者注：第1表中の「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)－フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たり (の発生率)」についての日本との比較)

第1表における「per 1,000 full time equivalent employees (FTE)－フルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たり (の発生率)」に相当する日本のデータとしては、「死傷年千人率」(休業4日以上。厚生労働省資料)があるが、ドイツの業種分類と日本の労働災害の統計における業種分類とは、かなり異なっているため、業種別に比較することは困難である。

そこで、日本の全業種平均の死傷年千人率と比較することにした。

この場合、日本の2014年、2015年、2016年のデータは、次の表のとおりである。

全業種平均/西暦	2014年	2015年	2016年
死傷年千人率	2.3	2.3	2.2

したがって、ドイツのフルタイム労働者換算 (FTE) 1,000 人当たりの発生率 (第1表にあるとおり、2014年には22.47、2015年には21.98、2016年には21.89。ただし、ドイツは公務部門の災害が含まれているが。)は、日本のものと比較すると約10倍になっている。))

第2表 部門別及び同業者組合別の報告された労働災害の総件数

部門別又は同業者組合別の区分	2005年	2010年	2015年	2016年
産業部門の法定災害保険の合計	810,637	852,532	791,319	802,016
101 原材料及び化学工業同業者組合	25,302	22,689	22,234	22,480
102 木材木製品及び金属産業同業者組合	172,662	163,864	151,179	148,512
103 エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合	57,733	63,206	56,135	56,183
104 建設物業同業者組合	123,647	117,736	102,333	104,820
105 食料品及び仕出し業同業者組合	92,080	72,921	67,622	67,821
106 通商及び流通業同業者組合	90,615	100,417	102,766	104,722
107 運輸業同業者組合	64,735	72,679	69,935	71,986
108 管理運営プロフェッショナル同業者組合	139,240	174,779	147,156	148,551
109 健康及び福祉サービス同業者組合	44,983	64,241	71,959	76,941
公務部門の災害保険全体	121,295	101,927	74,737	75,055
合計	931,932	954,459	866,056	877,071

資料出所：ドイツ法定災害保険統計;水準と長期的傾向（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称DGUV）STATISTICS 2013、2014、2015: Figures and Long term trend）中の表6から、5年ないし1年間隔で示されている統計から2005、2010、2015年、2016年を抜粋した。以下第3表（原典の表7から抜粋した。）も同じ。

上記資料の所在：<http://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp>

第3表 報告された労働災害の部門別、同業者労災組合別、フルタイム労働者換算 1,000 人当たりの件数

部門別又は同業者組合別の区分	2005 年	2010 年	2015 年	2016 年
産業部門の法定災害保険の合計	27.29	26.60	23.00	22.95
101 原材料及び化学工業同業者組合	20.42	19.24	18.34	18.36
102 木材木製品及び金属産業同業者組合	43.61	42.62	36.97	37.17
103 エネルギー、繊維及びメデア産業同業者組合	18.38	21.84	18.31	18.39
104 建設物業同業者組合	66.96	66.54	55.49	55.29
105 食料品及び仕出し業同業者組合	48.66	40.13	34.91	34.21
106 通商及び流通業同業者組合	24.50	26.85	22.90	22.90
107 運輸業同業者組合	40.13	43.52	42.56	43.29
108 管理運営プロフェッショナル同業者組合	15.69	15.82	12.69	12.55
109 健康及び福祉サービス同業者組合	13.04	15.72	15.88	16.32
公務部門の災害保険全体	25.76	28.84	14.96	14.65
合計	27.08	25.84	21.98	21.89

4 職業性疾病の発生状況

(1) 概要

次の第 4 表及び第 5 表、また、第 1 図に、ドイツにおける職業性疾病の発生状況（その中期的な傾向を含む。）を示した。

- ① 第 4 表に示したように、2015 年には、職業起因性であることが確定された職業性疾病の総数は、37,149 件で、その前年（2014 年）よりも件数で 395 件、1.1%増加した。
- ② 第 5 表に示した職業性疾病の部門別、同業者労災保険組合（BG:Berufsgenossenschaften）別の発生状況（1995 年以降の原則 5 年毎）を産業部門について 2015 年についてみると、102 木製品及び金属産業 BG が最も多く 4,989 件、次に 104 建設産業 BG が 4,053 件、以下 101 原材料及化学産業 BG が 2,166、103 エネルギー、繊維製品、電機及びメディア製品 BG が 1,353 件等となっている。
- ③ 第 6 表に示したように、2015 年における職業病の種類別内訳をみると、「皮膚疾患」が最も多く 28,368 件、以下「物理的因子」が 23,773 件（うち、騒音が 11,922 件）、呼吸器系並びに肺、胸膜及び腹膜によるものが 16,422 件、化学的因子によるものが 3,589 件等となっており、皮膚疾患及び騒音（職業性難聴）が多いことが注目される。

（作成者注：2016 年における日本の疾病別業務上疾病者数は、次の表のとおりである。）

業務上疾病の種類	罹患者数（人）
負傷に起因する疾病	5,598
物理的因子による疾病	704
作業態様に起因する疾病	312
化学物質による疾病	216
じん肺およびじん肺合併症	210
その他の疾病	321
合計	7,361

- ④ 第 7 表に示した 職業性疾病による死亡件数の 5 年毎（1995 年、2000 年、2005 年、2010 年）、2013 年、2014 年及び 2015 年における推移をみると、経年的には徐々に減少はしている傾向にはあるが、その減少の程度はあまり多いものではないことがわかる。

- ⑤ 第1図に示したように、認定された職業性疾病の長期的な傾向についても、経年的には徐々に減少はしている傾向にはあるが、その減少の程度はあまり多いものではないことがわかる。

第4表 職業病としての決定済み件数

分類	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2015年に比較して、 2016年の増減	
								件数	増減率 (%)
1 職業起因性としての確定 件数	31,219	34,573	35,293	36,202	36,754	37,149	40,056	+2,907	+7.8
2 1のうち、職業病としての 認定件数	15,461	15,262	15,291	15,656	16,112	16,802	20,539	+3,737	+22.2
3 2のうち、新たな年金支給 決定件数	6,123	5,407	4,815	4,815	5,155	5,049	5,365	+316	+6.3
4 休業を伴うものとして追 加的な補償を要求すること となる件数	15,758	19,311	20,546	20,546	20,642	20,347	19,517	-830	-4.1
5 職業起因性ではないとし て決定された件数	37,967	37,165	36,725	36,725	38,425	38,941	39,973	+1,032	+2.7
6 職業起因性か否かが確定 された件数 (1+5)	69,186	72,927	71,389	72,927	75,179	76,090	80,029	+3,939	+5.2

作成者注：

- 2015年の増加は、部分的には2015年1月1日から追加された新しい職業性疾病（Laryngeal cancer caused by intensive and multiyear exposure to mists and vapours from sulphuric acid: 強度に、また、長年硫酸のミストにばく露されたことによる咽頭部のがん）によるものである。
- 2010年には、皮膚疾患に関する（補償）制度が改善されたため、件数の増加が顕著になっている。
- この表は、原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)のTable 21のデータから作成者が抜粋して翻訳したものである。

第5表 ドイツの認定された職業性疾病の部門別、同業者労災保険組合 (BG:Berufsgenossenschaften) 別の発生状況 (2000年以降の5年ごと及び2016年まで)

部門別又はBG別	2000年	2005年	2010年	2015年	2016年
産業部門の法定災害保険の合計	16,424	14,930	14,615	15,658	18,783
101 原材料及び化学工業 BG	4,007	3,884	4,362	2,166	2,489
102 木製品及び金属産業 BG	4,998	4,570	4,545	4,989	5,489
103 エネルギー、繊維製品、電機及びメ ディア製品 BG	1,227	1,288	1,103	1,353	1,693
104 建設産業 BG	2,779	2,520	2,013	4,053	5,686
105 食糧品及び仕出し業 BG	884	364	398	565	543
106 商業及び流通産業 BG	556	424	361	692	645
107 運輸産業 BG	352	216	187	265	398
108 管理運営プロフェッショナル BG	654	636	701	706	828
109 健康及び福祉サービス業 BG	967	1,028	945	869	1,012
公務員部門	1,572	984	839	1,135	1,730
合計	17,996	15,914	15,454	16,793	20,513

備考：

- 1 この表は、原典の表 29 から訳者が抜粋して作成した。
- 2 Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung e.V. (DGUV)におけるこの表の作成時点と、それぞれの個別の表との作成時点に時間的ずれがあるため、各年の統計の数が若干異なることがある。
- 3 各種学校の生徒の災害保険組合 (Pupil accident insurance) のデータは、掲載を省略した。

第6表-1 2015年における職業病の種類別内訳

グループ	サブグループ	職業病の疑いがあるとして届け出られた件数	職業病による死亡件数	決定件数					
				合計	職業起因性として確定されたもの			職業起因性ではないとして決定された件数	
					合計	職業病として認定された件数	休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数		
		合計	左の欄のうち、新しい年金受給件数						
1	化学的因子によるもの (Conditions due to chemical agents)	3,731	164	3,589	613	599	504	14	2,976
	11 金属及びメタロイド(半金属)によるもの (Metals and metalloids)	325	14	296	31	31	21	—	265
	12 窒息性のガスによるもの (Asphyxiating gases)	41	1	42	14	14	2	—	28
	13 溶剤、農薬及び他の化学物質 (Solvents, pesticides and other chemical substances)	3,365	149	3,251	568	554	481	14	2,683

2	物理的因子によるもの (Conditions due to Physical agents)	23,884	42	23,773	7,603	7,453	901	150	16,170
	21 機械的因子 (Mechanical agents)	11,653	—	11,502	1,345	1,195	559	150	10,157
	22 圧縮空気 (Compressed air)	2	—	2	—	—	—	—	2
	23 騒音 (Noise)	11,874	—	11,922	6,216	6,216	306	—	5,706
	24 放射線 (Radiation)	355	42	347	42	42	36	—	305
3	感染因子又は熱帯性疾病 を含む寄生虫によるもの	2,542	14	2,246	969	969	62	—	1,277
4	呼吸器系並びに肺、胸膜 及び腹膜によるもの (Contitins due of the respiratory passages and the lungs, the pleura and the peritoneum)	15,924	2,118	16,422	5,714	5,410	3,130	304	10,708
	41 無機粉じん	12,445	2,065	12,682	4,741	4,741	2,815	—	7,941
	42 有機粉じん	234	17	234	80	80	59	—	154
	43 気管支系の障 害	3,245	36	3,506	893	589	256	304	2,613
5	皮膚疾患によるもの	29,573	2	28,368	22,030	2,151	384	19,879	6,338

6 (その他)	鉱夫の眼震症 (Miner ' s nystagmus)	—	—	—	—	—	—	—	—
	旧東ドイツの職業 病として補償され たもの	—	38	55	9	9	9	—	46
	その他の職業病	1,337	31	1,637	211	211	59	—	1,426
合計		76,991	2,409	76,090	37,149	16,802	5,049	20,347	38,941

作成者注：

- 1 この表は、原典(DGUV Statistics 2015, Figures and long-term trends)の Table 22 を作成者が翻訳したものである。
- 2 この表において、「決定件数」のうちの「合計」の欄に計上されている件数は、「職業起因性として確定されたもの」のうち、「職業病として認定された件数」の「合計」の欄に掲げられている件数と「休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数」との和に一致している。

第6表-2 2016年における職業病の種類別内訳

グループ	サブグループ	職業病の疑いがあるとして届け出られた件数	職業病による死亡件数	決定件数					
				合計	職業起因性として確定されたもの			職業起因性ではないとして決定された件数	
					合計	職業病として認定された件数	休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数		
				合計	合計	左の欄のうち、新しい年金受給件数			
1	化学的因子によるもの (Conditions due to chemical agents)	3,800	174	3,864	722	705	557	17	3,142
	11 金属及びメタロイド(半金属)によるもの (Metals and metalloids)	372	8	360	39	39	31	—	321
	12 窒息性のガスによるもの (Asphyxiating gases)	82	1	68	39	39	—	—	29
	13 溶剤、農薬及び他の化学物質 (Solvents, pesticides and other chemical substances)	3,346	165	3,436	644	627	526	17	2,792

2	物理的因子によるもの (Conditions due to Physical agents)	23,395	28	24,661	8,427	8,307	876	120	16,234
	21 機械的因子 (Mechanical agents)	10,683	—	11,874	1,537	1,417	605	120	10,337
	22 圧縮空気 (Compressed air)	3	—	1	—	—	—	—	1
	23 騒音 (Noise)	12,367	—	12,433	6,850	6,850	237	—	5,583
	24 放射線 (Radiation)	342	28	353	40	40	34	—	313
3	感染因子又は熱帯性疾病を含む寄生虫によるもの	2,958	17	2,736	1,257	1,257	50	—	1,479
4	呼吸器系並びに肺、胸膜及び腹膜によるもの (Contitins due of the respiratory passages and the lungs, the pleura and the peritoneum)	15,201	2,285	17,186	6,175	5,903	3,375	272	11,011
	41 無機粉じん	11,935	2,209	13,392	5,230	5,230	3,069	—	8,162
	42 有機粉じん	232	35	245	89	89	64	—	156
	43 気管支系の障害	3,034	41	3,549	856	584	242	272	2,693
5	皮膚疾患によるもの	28,881	3	30,260	23,423	4,315	478	19,108	6,837

6 (その他)	鉱夫の眼震症 (Miner ' s nystagmus)	3	—	—	—	—	—	—	—
	旧東ドイツの職業 病として補償され たもの	—	29	57	7	7	7	—	50
	その他の職業病	1,253	37	1,265	45	45	22	—	1,220
合計		75,491	2,573	80,029	40,056	20,539	5,365	19,517	39,973

作成者注：

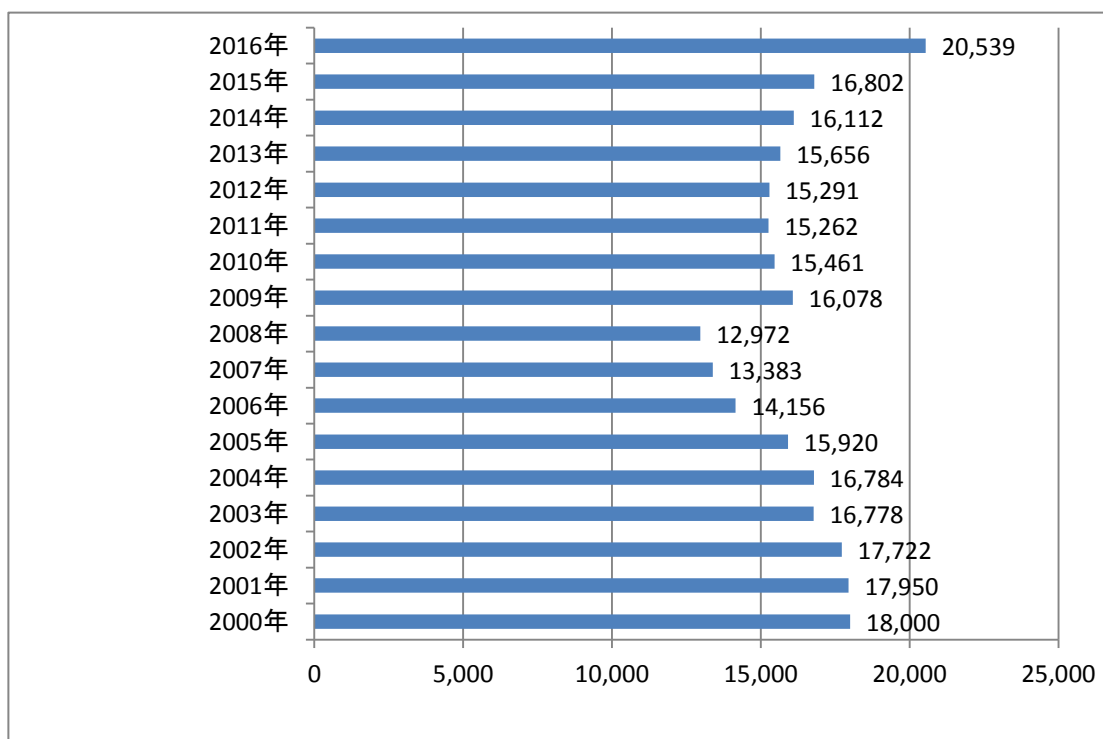
- 1 この表は、原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)の Table 22 を作成者が翻訳したものである。
- 2 この表において、「決定件数」のうちの「合計」の欄に計上されている件数は、「職業起因性として確定されたもの」のうち、「職業病として認定された件数」の「合計」の欄に掲げられている件数と「休業を伴うものとして追加的な補償を要求することとなる件数」との和に一致している。

第7表-1 職業性疾病による死亡件数の5年毎(2000年、2005年、2010年)、2015年及び2016年における推移

	2000年	2005年	2010年	2015年	2016年
職業性疾病による年毎の死亡件数の合計	2,564	2,486	2,409	2,409	2,573

作成者注：この表は、原典(DGUV Statistics 2016、Figures and long-term trends)の Table 27 を作成者が抜粋したものである。

第1図 認定された職業性疾病の長期的傾向



年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
認定された職業性疾病の件数	18,000	17,950	17,722	16,778	16,784	15,920	14,156	13,383	12,972	16,078	15,461
年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年					
認定された職業性疾病の件数	15,262	15,291	15,656	16,112	16,802	20,539					

作成者注：この棒グラフは、作成者が原典(DGUV Statistics 2016, Figures and long-term trends)の Table31 に掲げられているデータのうち、2000年から2016年までのデータに基づき、この棒グラフを作成したものである。

V-3 職業性疾病による死亡（第7表-2参照）

Fatalities due to OD

[原典の所在] <http://www.dguv.de/en/facts-figures/ods/fatalities-od/index.jsp>

[原典の名称] Fatalities due to OD,

Accident insurance in industrial and public sector as well as pupil accident insurance

（作成者注：原典の Table 27 から 2015 年及び 2016 年のデータを抜粋した。また、この表中の赤色で表示してある数字は、2017 年 9 月に DGUV が公表した速報値と確定値とが相違していることを示す。

（第7表-2）

Fatalities due to OD（職業性疾病による死亡）

Occupational diseases (OD)	左欄の英語原文の日本語仮訳	OD No.	2015	2016
Diseases caused by chemical agents	化学的因子による疾病			
Lead	鉛	1101	1	-
Mercury	水銀	1102	-	-
Chromium	クロム	1103	8	6
Cadmium	カドミウム	1104	-	1
Manganese	マンガン	1105	-	-
Thallium	タリウム	1106	-	-
Vanadium	バナジウム	1107	-	-
Arsenic	砒素	1108	1	-
Phosphorus, inorganic	無機りん	1109	-	-
Beryllium	ベリリウム	1110	4	1
Carbon monoxide	一酸化炭素	1201	1	-
Hydrogen sulphide	硫化水素	1202	-	1

Aromatic amines	芳香族アミン	1301	26	30
Halogenated hydrocarbons	ハロゲン化炭化水素	1302	6	7
Benzene	ベンゼン	1303	7	9
Nitro or amino derivatives	ニトロ又はアミノ誘導体	1304	-	-
Carbon disulphide	二硫化炭素	1305	-	-
Methyl alcohol	メチルアルコール	1306	1	-
Phosphorus, organic	有機りん	1307	-	-
Fluorine	フッ素	1308	-	-
Nitric acid esters	硝酸エステル	1309	-	-
Alkyl-Aryl-Oxides	アルキルーアリル酸化物	1310	1	1
Alkyl-Aryl-Sulphides	アルキルーアリル硫化物	1311	-	-
Acids (dental diseases)	酸（歯科疾病）	1312	-	-
Benzoquinone (eye)	ベンゾキノン（眼）	1313	-	-
P-tert-Butylphenol	パラターシャリーブチルフェノール	1314	-	-
Isocyanates	イソシアネート	1315	3	-
Dimethyl formamide	ジメチルフォルムアミド	1316	-	-
Organic solvents	有機溶媒	1317	-	1
Benzol, blood and lymphatic system	ベンゼール、血液及びリンパシステム	1318	105	117
Laryngeal cancer, sulphuric acid	咽頭部のがん、硫酸によるもの	1319	-	-
Diseases caused by physical impact	物理的影響による疾病			
Tendovaginal	腱鞘	2101	-	-
Meniscus lesions	半月板損傷	2102	-	-
Hand-arm vibration, skeletal diseases	手腕振動、骨格系の疾病	2103	-	-

Hand-arm vibration, vascular/neurological diseases	手腕振動、筋/神経の疾病	2104	-	-
Mucous bursae	筋嚢	2105	-	-
Nerve paralysis due to pressure	圧力による神経麻痺	2106	-	-
Spinous processes	棘突起	2107	-	-
Lumbar spine, lifting and carrying	腰部脊椎障害	2108	-	-
Cervical spine	頰椎	2109	-	-
Lumbar spine, mainly vertical vibration of the entire body	腰部脊椎、全身の主として鉛直な振動	2110	-	-
Abrasions of the teeth	歯の磨耗 (teeth)	2111	-	-
Osteoarthritis	骨関節炎	2112	-	-
Carpal tunnel syndrome	手根管症候群	2113	-	-
Hypothenar and Thenar Hammer Syndrome	仮想的なハンマー及び手のひらハンマー症候群	2114	-	-
Working in compressed air	圧縮空気内での作業	2201	-	-
Noise	騒音	2301	-	-
Cataract	白内障	2401	-	-
Ionizing radiation	電離放射線	2402	42	28
Diseases caused by infectious agents or parasites including tropical diseases				
Infectious diseases	感染症	3101	13	16
Diseases transmitted	直接接触感染症	3102	1	-
Miner's vermination	鉱山労働者の寄生虫感染症	3103	-	-
Tropical diseases	熱帯病	3104	-	1

Diseases of the respiratory tract, lungs, pleura and peritoneum				
Silicosis	硅肺	4101	305	287
Silicotuberculosis	硅肺結核	4102	7	2
Asbestosis	石綿肺	4103	165	168
Lung or larynx cancer, asbestos	石綿による肺又は喉頭がん	4104	593	622
Mesothelioma, Asbestos	石綿による中皮腫	4105	811	871
Aluminium	アルミニウム (肺)	4106	-	1
Pulmonary fibrosis	肺繊維化症	4107	-	-
Thomas phosphate	トーマスりん肥	4108	-	-
Nickel	ニッケル	4109	4	4
Crude coke oven gas	発生コークス炉ガス	4110	6	9
Bronchitis/Emphysema (hard coal miners)	気管支炎/気腫 (硬い石炭鉱山の鉱夫)	4111	115	141
Lung cancer, quartz	石英による肺がん	4112	37	83
Lung cancer, PAH	多環芳香族炭化水素による肺がん	4113	10	4
Lung cancer, asbestos and PAH	石綿及び多環芳香族炭化水素による肺がん	4114	11	15
Siderofibrosis	溶接フェームに極端に長期間ばく露されたことによる肺繊維化症	4115	1	2
Alveolitis	肺炎	4201	1	7
Byssinosis	ビシノーシス (原料の綿、亜麻又は大麻の粉じんによって罹患する下部呼吸器官の疾病)	4202	-	1
Wood dust	木材粉じん	4203	16	27
Obstructive respiratory tract diseases, allergic	呼吸器官の妨害になる疾病、アレルギー	4301	12	11

Obstructive respiratory tract diseases, toxic	有害な化学物質等による呼吸器官の障害	4302	24	30
Skin diseases	皮膚疾患			
Skin diseases	皮膚疾患	5101	-	-
Skin cancer	皮膚がん	5102	1	-
Skin cancer, ultraviolet irradiation	紫外線照射による皮膚がん	5103	1	3
Diseases caused by other factors	他の因子による疾病			
Miner's nystagmus	鉱夫の眼球震蕩(しんとう)症	6101	-	-
§ 9 II SGB VII	(訳者注：ドイツ社会法典第VII卷第II節第9条の業務上疾病。具体的な疾病の種類については、この資料では明らかにされていない。)		31	37
GDR-OD ¹	(東西ドイツ統一前の旧東ドイツで認定されていた職業性疾病)		38	29
Total(合計)			2,409	2,573

(作成者注 1 : 2015 年及び 2016 年における日本の疾病別業務上疾病者数は、次の表のとおりである。(資料出所 : 厚生労働省))

業務上疾病の種類/年別の罹患 者数	罹患者数 (人)	
	2015 年	2016 年
負傷に起因する疾病	5,339	5,598
物理的因子による疾病	695	704
作業態様に起因する疾病	419	312
化学物質による疾病	250	216
じん肺およびじん肺合併症	251	210
その他の疾病	414	321
合計	7,368	7,361

(訳者注 2) 日本の労災補償による石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定等の状況は、過去 5 年間 (平成 24 年度 (2012 年度) から平成 28 年度 (2016 年度) では次のとおりである。

[原典の所在] <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000169046.html>

表1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		肺がん	請求件数	495	420	465	414
決定件数	459		462	443	414	430	
うち支給決定件数 (認定率)	402 (87.6%)		382 (82.7%)	391 (88.3%)	363 (87.7%)	386 (89.8%)	
中皮腫	請求件数	587	593	561	578	596	
	決定件数	562	559	556	568	552	
	うち支給決定件数 (認定率)	522 (92.9%)	528 (94.5%)	529 (95.1%)	539 (94.9%)	540 (97.8%)	

5 (傷害を伴う) 労働災害、通勤災害及び職業性疾病、治療、被災労働者(その遺族を含む。)に対する年金等に要した費用

(傷害を伴う) 労働災害、通勤災害及び職業性疾病を補償するために要した費用を第8表に、これらの治療に要した費用を第9表に、年金支給に要した費用を第10表に、それぞれ示した。

第 8 表 補償に要した費用

年	費用 単位：1000 ユーロ	対前年との 増減率%	フルタイム労働者換算 1 人当たりの費用；単位 1000 ユーロ（脚注 1）	賃金 100 ユーロ当たりの額（脚注 2）
2011	9,369,686	+0.7	238	1.03
2012	9,460,441	+1.0	237	1.00
2013	9,597,733	+1.5	235	0.98
2014	9,769,448	+1.8	237	0.96
2015	9,943,043	+1.8	240	0.94
2016	10,258,348	+ 3.2	243	0.92

脚注 1：産業部門及び公務部門（公務部門のうち、学生、生徒及び児童のものを除く。）

脚注 2：産業部門のみを示す。

資料出所：ドイツ法定災害保険統計:水準と長期的傾向 2016（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称 DGUV）STATISTICS 2014 ;Figures and Long term trend）中の表 35 から、2011 年から 2016 年までの統計数字を抜粋した。以下第 10 表まで同じ。

第 9 表 治療に要した費用（傷害に対する特別の援助を含む。脚注参照）

年	単位：1,000 ユーロ		対前年との増減率%	
	合計	傷害に対する特別の援助	合計	傷害に対する特別の援助
2011	3,617,276	602,100	+ 3.2	+ 3.1
2012	3,677,790	602,522	+ 1.9	+ 0.1
2013	3,813,642	640,067	+ 3.7	+ 6.2

2014	3,965,957	658,769	+4.0	+2.9
2015	4,084,241	680,664	+3.0	+3.3
2016	4,278,674	711,832	+4.8	+4.6

脚注；原典の表 36 から抜粋

第 10 表 年金支給に要した費用（単位；1000 ユーロ、脚注参照）

年	保険対象者 自身に対するもの	配偶者に対するもの	孤児に対するもの	その他の受 給権者	合計
2011	3,954,730	1,322,278	92,666	211	5,369,884
2012	3,975,382	1,328,316	89,732	218	5,393,648
2013	3,980,744	1,330,928	85,001	191	5,396,863
2014	4,005,807	1,332,015	79,756	185	5,417,763
2015	4,039,730	1,339,334	77,455	243	5,456,762
2016	4,131,929	1,369,162	74,980	166	5,576,236

脚注：

- 1 一時金を除く。
- 2 各年の合計の数字は、各構成要素の四捨五入等の関係から、一の位が一致しないものがある。
- 3 原典の表 37 から抜粋した。